

# 平成30年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時:平成30年6月5日(火)

午後1時から午後3時まで

場所:県庁行政庁舎11階 第2会議室

## 1 開会

## 2 挨拶 (金野環境生活部次長)

## 3 議事

### (1)会議の成立

16名の委員のうち12名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立しました。

#### 出席委員

小金澤委員(会長), 西川委員(副会長), 熊谷委員(副会長),

星委員, 氏家(幸)委員,

加藤委員, 大友委員, 佐藤委員, 田澤委員, 氏家(直)委員, 丹野委員, 佐々木委員

#### 欠席委員

馬場委員, 阿部委員, 高橋委員, 鎌田委員

### (2)会議内容

#### 〈 小金澤会長 〉

本日は、平成29年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況(案)及び評価等について、皆様方からご意見をいただいて評価をして、8月に議論する段取りで進めていきます。

なお、この会議は消費者及び事業者・生産者代表、学識経験者から構成されている会ですので、委員同士で意見を交換しながら、それぞれのお立場の委員お一人お一人から貴重な御意見を頂戴する場にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、議題イの「平成29年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)に基づく施策の実施状況(案)について」、事務局から説明願います。

#### 〈 事務局 渡邊課長 〉

それでは、議題のイ、平成29年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況(案)について、御説明いたします。

今年度最初の会議ですので、はじめに、「資料1」により、当推進会議のスケジュールと、本日の議題であります「施策の実施状況」の公表までの流れを御説明いたします。

「資料1」を御覧ください。表(ひょう)の左側の列に当推進会議の開催予定等を記載しております。6月ですが、本日、第1回推進会議でございます。8月7日に第2回推進会議を予定しております。年が明けまして、2月上旬に第3回推進会議を予定しております。

続きまして、「推進会議の主な検討内容」でございます。今年度、御審議いただきますことは、

今のところ、主に2点ございまして、1点目は、本日の議題であります、第3期の基本計画に基づく施策の、平成29年度の実施状況に対する評価でございます。本日御議論いただきまして、後日、委員の皆様から評価を頂戴いたします。

2点目は、平成31年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)への御意見をいただくということでございます。

それでは、中央の列になりますが、「主な検討内容」のうち、「第3期計画に基づく施策の実施状況の評価」の欄でございます。評価につきましては、のちほど、詳しく御説明いたしますので、簡単なスケジュールを説明させていただきます。本日の実施状況報告から、県民への実施状況公表までの手順となります。委員の皆様方には、6月22日までに、項目毎に評価をしていただきます。お忙しいところ恐縮でございますが、事務局まで評価表の提出をお願いいたします。委員から御提出いただいた評価表は、事務局で取りまとめて、会長にお送りし、会長には総評と推進会議全体としての評価(案)を作成していただきます。

この評価(案)については、8月7日開催予定の2回目の会議において御協議いただきまして、推進会議としての評価を決定していただきます。

その後、知事を本部長といたします「宮城県食の安全安心対策本部会議」を経まして、9月に開会されます定例県議会に、推進会議の評価を付して報告し、10月に県民に公表する予定としております。

続きまして、「宮城県食品衛生監視指導計画(案)の検討」でございます。来年2月上旬に予定しております第3回推進会議におきまして御意見をいただきます。その後は、パブリックコメントを経て、3月中に策定、公表ということにしております。

推進会議における検討内容とスケジュールにつきましては、以上でございます。

続きまして、お手元の「資料3」を御覧いただきたいと思っております。「平成29年度 食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)に基づく施策の実施状況」ということになります。

表紙をめくっていただきますと、裏面に目次がございます。ローマ数字の「Ⅱ」の部分をご覧いただきたいと思っておりますが、算用数字の「1」から「3」が並んでおります。これらが、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」の3つの大綱に対応する「大分類」ということになります。これら3つの大綱・大分類には、それぞれ「(1)」と「(2)」がございまして、合計6つの中分類に分かれております。さらに、中分類を合計13の小分類に分けておりまして、45の施策を定めておるといってございます。

それから、ローマ数字の「Ⅳ」に、「施策の実施状況に対する『みやぎ食の安全安心推進会議』の評価」とございまして、現時点では空欄となっております。後ほど御説明いたしますが、この推進会議としての評価をいただきまして、この部分に挿入し完成となるということでございます。

次に、1ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」の第3期の概要です。計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間となっております。計画の目的は、「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的、計画的に推進することとなっております。

施策の大綱としましては、先ほど申し上げたとおり、3点ということでございまして、1つ目は、「安全で安心できる食品の供給の確保」でありまして、「安全」をキーワードとしております。2つ目は、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」でありまして、「安心」をキーワードとしております。3つ目といたしましては、「食の安全安心を支える体制の整備」でありまして、「協働」をキーワードとしておりま

す。

それでは、昨年度実施いたしました、施策の具体的な内容について御説明をしたいと思います。

「資料4」を御覧ください。こちらの概要で御説明いたします。2ページをお開きいただきたいと思っております。

大綱1点目、「安全で安心できる食品の供給の確保」のうち、「(1)生産及び供給体制の確立」の「イ」は、「生産者の取組への支援」です。右の方に枠で囲んで「P2」とありますのは、資料3の該当ページをあらわしております。「(イ)」は「施策1」になります、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」をPRしたほか、「消費者と環境保全型農業取組生産者の交流会」を開催いたしました、理解醸成を図りました。

次に、「(ロ)」は「施策2」ですが、「宮城県GAP(ギャップ)推進会議」を設置・開催したほか、「みやぎGAP推進アドバイザー制度」を創設して、既取得者からの助言・指導を得られるようにしました。

「(ハ)」は「施策3」ですが、「農薬危害防止運動」を実施するとともに、「農薬危害防止研修会」や「農薬管理指導士養成研修会・更新研修会」を開催しました。

「(ニ)」は「施策4」ですが、生産から流通までの各段階における牛の個体識別システムを維持するため、生産段階における耳標の装着徹底を推進しました。以上「イ 生産者の取組への支援」に関する数値目標は、御覧のとおりとなっております。

次に、「ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援」でございます。「(イ)」は「施策5」になりますが、カドミウム基準値超過米の発生を抑制するため、超過米が生産されるおそれのある地域の水稲生産者を対象に、湛水(たんすい)管理の徹底を指導しました。また、カドミウム低吸収性を「ひとめぼれ」に導入した「東北228号」の現地実証を行いました。

次に、「(ロ)」は「施策6」ですが、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、家畜伝染病等の発生予防とまん延防止に努めました。また、統一対応マニュアルの作成や地域ごとの防疫演習を実施いたしました。

「(ハ)」は「施策7」ですが、食中毒の原因となる貝毒について、県漁協と連携し、効果的な監視体制の構築に努めながら、食中毒の未然防止に努めました。また、漁協が自主的に実施するノロウイルスの検査強化の取組を支援するとともに、連携して県民への情報提供を行いました。

続いて、3ページを御覧ください。「ハ 事業者に対する支援」でございます。「(イ)」は「施策8」になりますが、「みやぎ食品衛生自主管理認証制度」いわゆる「みやぎHACCP」の活用に向けた講習会を開催しました。また、水産加工業におけるHACCPの普及促進のため、講習会の開催と併せて、HACCP認証取得を希望する事業者を支援しました。

次に、「(ロ)」は「施策9」ですが、地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録する制度の運用等により、外食に対する消費者の信頼性の確保に努めました。

次に、「ニ 震災からの復興に向けた支援」でございます。「(イ)」は「施策10」になりますが、主要県産農産物等を対象に放射性物質濃度を把握し、安全確認を行ったほか、必要な営農対策などについて助言しました。

次に、「(ロ)」は「施策11」ですが、東日本大震災により被災した共同利用施設について、国の補助事業等を活用し、復旧整備に対する支援を行いました。

「(ハ)」は「施策12」ですが、原木しいたけの出荷制限解除に向けて、県外産の汚染されていない原木等の確保や生産施設の整備、生産資機材の購入等を支援するとともに、生産工程管理の研修会を開催しました。

次に、「(2) 監視指導及び検査の徹底」の「イ」は、「生産段階における安全性の確保」でございます。

「(イ)」は「施策13」として、農薬取締法に基づき、農薬販売者と農薬使用者を対象に農薬保管管理等について立入検査を実施しました。また、水産事業者を対象に水産用医薬品の適正使用や養殖管理に関する巡回指導を実施いたしました。

次に、「(ロ)」は「施策14」ですが、飼料安全法に基づき、家畜用飼料製造工場、養殖用飼料製造工場等を対象に立入検査と飼料の収去・分析を行いました。また、肥料取締法に基づき、肥料生産業者を対象に立入検査と肥料の収去・分析を行いました。

「(ハ)」は「施策15」ですが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づきまして、動物用医薬品販売業の立入検査と適正使用に関する指導を行いました。

「(ニ)」は「施策16」となります。家きんの高病原性鳥インフルエンザの予防のため、養鶏農場に対して、モニタリング検査等を実施するとともに、死亡羽数(はすう)の報告を求めました。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。「ロ 流通・販売段階における安全性の確保」でございます。

「(イ)」は「施策17」となります。宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対して、監視、指導と規格基準検査を実施しました。また、定期的に食品衛生担当者会議を開催し、情報の共有化を図りました。

次に、「(ロ)」は「施策18」となります。輸入食品、食品中に残留する農薬、添加物等の規格基準検査を実施いたしまして、規格基準、食品表示基準等に適合しない食品の流通を防止しました。

「(ハ)」は「施策19」となります。と畜検査、食鳥検査、かきの採取海域の加工基準の確認、かき処理場等の監視指導と収去検査を実施しました。また、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づきまして、特定危険部位の除去の徹底を図りました。

「(ニ)」は「施策20」ですが、米(こめ)トレーサビリティ法に基づきまして、東北農政局と連携して立入検査を行いました。

次に、「ハ 食品表示の適正化の推進」でございます。「(イ)」は「施策21」になりますが、食の110番及び食品表示110番を設置し、監視指導等を行いました。また、輸入生かき偽装防止特別監視員による監視指導を実施しました。

次に、「(ロ)」は「施策22」でございます。食品表示ウォッチャーを委嘱して食品表示の状況についてモニタリング調査を実施し、不適正表示の疑義があった事業者には、確認調査を実施して必要な指導を行っております。

「(ハ)」は「施策23」となっております。事業者等が開催する食品表示に関する研修会等に講師として職員を派遣したほか、研修会等を開催しました。また、消費者や事業者からの相談に対応し、適正な食品表示に関する普及啓発を行いました。

次に、「ニ 食品の放射性物質検査の継続」でございます。これにつきましては、5ページの上の方を御覧ください。

「(イ)」は「施策24」になりますが、県内で生産される主要な農林水産畜産物等の放射性物質検査を実施し、結果を公表しました。ニホンジカ肉につきましては、出荷対象の全頭検査を実施しています。

次に、「(ロ)」は「施策25」ですが、県内に流通する牛乳、清涼飲料水、乳児用食品、一般食品について、放射性物質検査を実施して、結果を公表しました。

「(ハ)」は「施策26」ですが、学校給食等における放射性物質の濃度を把握するための検査を行い、結果を公表いたしました。

次に、中ほどに、大綱2点目となりますが、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」と記載しております。その「(1) 情報共有及び相互理解の促進」の「イ」は、「情報の収集、分析及び公開」ということで、「(イ)」は「施策27」ということとなります。消費者モニターを対象としたアンケートなどを実施いたしました。また、食に関する情報やイベントの開催について、「食材王国みやぎ」のウェブサイトや公式フェイスブック、インスタグラムで情報提供を行いました。

次に、「(ロ)」は「施策28」になります。食品衛生監視指導の結果を四半期ごとに公表するとともに、自主回収や食中毒について随時公表いたしました。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。「ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」でございます。「(イ)」は「施策29」になりますが、食品工場見学会や生産者との交流会を開催し、生産者・事業者と消費者の相互理解を深めたほか、「地域の食と農の相談窓口」を引き続き設置いたしました。また、宮城米への理解と消費拡大を図りました。

次に、「(ロ)」は「施策30」となりますが、民間企業等と連携した地産地消のPRや食材王国みやぎ「伝え人」の活動促進、地産地消お弁当コンテスト、水産物の消費拡大に取り組みました。「(ハ)」は「施策31」となります。「第3期宮城県食育推進プラン」に基づき、みやぎ食育コーディネーターの活動等を支援しました。

次に、「ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」でございます。「(イ)」は「施策32」となりますが、生産・流通・消費の各段階におけるきめ細かな測定を実施し、測定結果について、「放射能情報サイトみやぎ」等で公表しました。また、食の安全安心セミナーを開催し、参加者との意見交換を行ったほか、風評被害払拭のため、安全性に関する正確な情報発信や各種媒体を活用した県産品の広報・PRを実施いたしました。

次に、「(ロ)」は「施策33」ということとなります。市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、放射能情報サイトみやぎ等で公表しました。

「(ハ)」は「施策34」ですが、県民が自ら育てた自家消費用の農産物等の測定結果を取りまとめ、放射能情報サイトみやぎ等で公表いたしました。

次に、「(2) 県民参加」の「イ」は、「県民総参加運動の展開」でございます。「(イ)」は「施策35」ということとなります。各種広報媒体などにより消費者モニターを広く募集するとともに、アンケート調査や研修会等を行いました。

「(ロ)」は「施策36」になります。みやぎ食の安全安心取組宣言の広報・募集を実施したほか、取組宣言者や自主基準の検索・閲覧ができるウェブサイトを運営しております。

「(ハ)」は「施策37」になります。食の安全安心セミナーや地方懇談会等の各種講習会や出前講座を行いまして、普及啓発と知識向上を図りました。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと思います。「ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」でございます。「(イ)」は「施策38」になりますが、消費者モニターアンケ

ート、みやぎ食の安全安心推進会議、食の安全安心セミナー、食品衛生監視指導計画へのパブリックコメントなどにより、食の安全安心に関する県民の意見を把握をいたしました。

次に、「(ロ)」は「施策39」となります。食の110番、食品表示110番を設置し、食の安全安心に関する相談等に対応しました。

続きまして、大綱3点目、「食の安全安心を支える体制の整備」の「(1)」は「体制整備及び関係機関等との連携強化」でございます。「イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進(施策40)」につきましては、基本計画に基づく平成28年度の施策の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部会議を開催いたしまして、議会への報告と県民への公表を行いました。

次に、「ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応(施策41)」となりますが、これにつきましては、県庁関係課に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心連絡員を配置いたしまして、食の危機の未然防止に努めました。また、食の危機管理対応チーム会議を開催し、みやぎ食の危機管理基本マニュアルや個別対応マニュアルに基づく事案のほか、東京電力福島第一原子力発電所事故への対策など、食の危害要因に係る情報の共有を図りました。

次に、「ハ 食の安全に関する調査・研究の充実(施策42)」につきましては、貝毒の原因プランクトンの発生要因等の把握に資する研究や、黄色ブドウ球菌による食中毒予防に関する研究等に取り組みました。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。「ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実(施策43)」につきましては、東京電力福島第一原子力発電所事故による農産物に対する放射性物質の影響を把握するため、県内農地土壌を対象に定点調査を実施しました。また、牧草の放射性物質検査を実施いたしました。さらに、特用林産物に対する放射性物質の影響を把握をいたしまして、安全安心な林産物を供給するための試験研究に取り組みました。

次に、「ホ 国、都道府県、市町村、関係団体との連携(施策44)」につきましては、国、都道府県、市町村、関係団体等との連携、協働により、施策の推進に努めるとともに、食中毒事件や違反食品の発生時に対応いたしました。

続きまして、「(2)みやぎ食の安全安心推進会議(施策45)」につきましては、会議を3回開催しておりまして、基本計画に基づく平成29年度の施策の実施状況について評価していただいたほか、食の安全安心に関する情報交換・意見交換を行っています。

基本計画に基づく平成29年度の施策の実施状況につきましては、以上でございます。

#### 〈 小金澤会長 〉

今説明がありましたけれども、ここまでの中で御意見等ありましたらお願いします。

#### 〈 加藤委員 〉

質問が3点ほどございます。まず、環境保全型農業の推進ということで、むすび丸がついてとてもかわいらしくなったんですが、特別栽培農産物の認証マークの変更により何か変化は見られましたか。むすび丸をつけたということは宮城県の農作物だということを明確にしているということなので、県外とか事業者・消費者から何か情報が得られたか情報があれば教えていただきたい。

あとは、GAPの推進アドバイザーを委嘱されたと思うのですが、JGAP等指導員養成人数の21人とアドバイザーの人数はイコールなのでしょうか。

あと、HACCP実績数値の見方なのですが、27年度はこの数値が認証取得件数、29年度は新たに認証を取得した件数という理解でよろしいのでしょうか。

特用林産物に対する放射性物質の影響把握のために、ムラサキシメジの試験研究に取り組んだということがあるのですが、なぜムラサキシメジが研究対象になったのか教えていただきたいと思いました。

〈 小金澤会長 〉

では、どうぞ

〈 農産環境課 相澤副参事 〉

質問にお答えいたします。認証マークのむすび丸への変更の効果ということですが、3ページにのっています写真は特別栽培農産物販売会です、藤崎百貨店で行ったものでございます。本県では環境保全型農業を推進しておりまして、特別栽培農産物のマークを活用して環境保全の取組を県民に広く知らせたいという狙いがございました。関係者からもこういった取組をもっと県で取り組んでほしいという意見も出されており、マークに県の観光キャラクターであるむすび丸を採用しました。その効果といたしまして、販売会ではマークを付けた農産物の売れ行きが好調で、マークを付けたものから売れていくといった状況でした。百貨店の方からも特別栽培農産物のコーナーを常設したいといった話も聞かれ、こうした取組が効果として現れていると認識しております。

2つめの質問にお答えします。GAP推進会議とJGAP等指導員養成講座の関連ですが、これは全く別の数字となります。JGAP等指導員養成講座は、現場で指導する普及指導員や農協の営農指導員に順次研修を受講してもらい、GAPを推進する指導員になってもらう取組でございます。

GAP推進会議については、GAPを今後どう進めていくかといったようなことを議論していく会議でございます。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。

〈 加藤委員 〉

結果、GAPの推進アドバイザーは何人になったでしょう。

〈 小金澤会長 〉

アドバイザーとは、第1回GAP推進会議のメンバーのことを言っているのですか。

〈 農産環境課 相澤副参事 〉

人数の資料が手元にないので、後からお答えさせていただきます。

〈 小金澤会長 〉

あとは、どうですか。

〈 林業振興課 大信田副参事 〉

なぜムラサキシメジが試験対象になっているかについてでございますが、ムラサキシメジは震災前から県の方で栽培技術を開発して普及に取り組んで来た品目でございます。もともとあまり市場に出回っていないということで特産品として普及していけるのではないかと取り組んできたものです。特別な栽培施設を設けず露地で栽培します。このムラサキシメジの栄養源になっているのが、主に落ち葉です。震災の放射能の影響を非常に落ち葉が受けているので、そのまま普及を図るには問題があるだろうということで、その影響について調査研究を進めているということでございます。

〈 小金澤会長 〉

その他にございますでしょうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 渡邊課長 〉

47ページにあります実績表の見方についてお答えします。27年実績は、27年度末の認証取得者数でございます。平成27年度は25者。平成29年度は29者が認証を受けられているということを表しております、同じ方々が含まれるということでございます。

〈 小金澤会長 〉

良いですか。

〈 加藤委員 〉

トータルということですね。わかりました。

〈 氏家(幸)委員 〉

資料4、7ページの施策の42のところ、研究の件ですが、前はヒスタミンの件が挙がっていたと思いましたが、その件は今どようになったのか。どのような効果が得られたかというのが1つです。もう一つは、資料3の50ページにあります、食の110番の相談内容なのですが、やはり食品表示についてが平成27年度から比べて20件ぐら増えているようですが、内容としてどんなところで迷っているというか、分かれば教えて欲しいと思います。

〈 食と暮らしの安全推進課 渡邊課長 〉

一昨年度はヒスタミンについて、分析法を開発して検査することにしたということでしたけれども、その後は監視指導計画に位置づけを致しまして 毎年度流通食品、魚の加工品になりますけれども、検査を実施するというところでやっております。昨年度においてもやっておりますし、今年度においてもやるということにしております。

これまでの結果と致しましてNDという結果だったのですが、もし出るということであればしかるべき指導をしていくということになります。

私どもが把握しております食の110番というのは、保健所に寄せられた食に関する様々な情報提供ということでございまして、食品の苦情であったりとかこういう食の表示であったりとかそういう

う分類で報告があったものに周知したということなのですが、私が把握しているのは数値だけで概要といたしましては例示ということで国産じゃなくて国内産と表示できるのかとか、具体的な表示の方法についての相談が多いということで、具体的な中味は把握できてないですが恐らく表示の部分に関心が高まってきていて、表示制度が新しくなってきていることから多くなってきているのかなと思います。

#### 〈 小金澤会長 〉

そのほか、ありますでしょうか。

#### 〈 西川委員 〉

HACCPの件なのですが、制度の義務化がいわれておりますけども、今回の目標値としては、平成32年度に研修会への参加が200者ということですが、実際に制度の義務化をにらんだときに、目標値がこれで良いのかどうか、といったことをお聞きしたい。国の施策でタイムスケジュールがでてきていると思いますが、県としてどこまでやるかお考えをお聞かせ願いたいなど。

#### 〈 食と暮らしの安全推進課 渡邊課長 〉

まず、法律でございますが、参議院が先議で可決されておまして、今衆議院が審議中とのことです。おそらく、この国会で成立するだろうと思われましても、ただ法律が制定されますが、具体的な基準というのは、政令あるいは省令といった形で制定され、それはまだ先ということですね。おそらく1年後あたりに出てくるのではと思っていますが、施行はいつかと申しますと2年後です。2年後プラス1年という言い方をしているのですが、そのくらいの猶予があるということだと思います。法律においては、危害を及ぼす恐れがないような業種を除いて、ほぼ全ての事業者の方々にHACCPが義務化になるということですから、もちろん周知をしなければならないということになります。

一方、業界では手引き書を作成している状況です。いろいろな方々に普及するためにはこういった研修会では足りないと思いますので、業界団体の手引き書の普及と併せて普及させていかなくてはいけないのかなと思っています。そういった状況ですので、目標値につきましては、そのときに変える必要があれば変えていくといったことになろうかと思っています。

#### 〈 西川委員 〉

もう1点だけ、GAPについてですが、前にお聞きしたかもしれないのですが、JGAPとグローバルGAPのことがありますので、食の安全ということで、県としての考え方をお示しいただければと思います。

#### 〈 農産環境課 相澤副参事 〉

GAPのお話でしたが、本県でも県GAPというのがございます。国際水準としましては、JGAPやグローバルGAPといったものもございます。県としましては、国の方針に従いまして、国際水準のGAP認証数を増やそうとは思っております。ただし、そちらのGAPはレベルも高いので一足飛びには、現場の方では対応できないと思われまします。ですので、県で培ってきた県GAP、こちらは食品安全とか労働安全とかの点で取り組みやすい内容になっておりますので、こういったところから

GAPをする, GAPに取り組む, ということ JAさんの力を借りながら広げていき, その後は経営の発展段階などに応じてアジアGAPやJGAPなどの上位のGAPに移行してもらおうと考えて, 今後も進めたいと思っております。

#### 〈 氏家(幸)委員 〉

関連した質問です。農産の方はGAPということですが, 水産の方は, 何か情報がありましたら。たとえばカキとか, 今冷凍で殻付きを輸出したりといったことも見受けられるようですが, そういったときの認証とかそういったあたりも御説明いただけると。

#### 〈 水産業基盤整備課 菊田副参事 〉

水産でも農業サイドと同じようなGAPというようなものであれば, カキでASCという国際認証をとっております。28年3月に宮城県漁協志津川支所戸倉地区で, 国内で初めてかき養殖業で認証を取得いたしました。

30年4月に同じく宮城県漁協石巻地区の3つの支所でASCの認証を受けております。この4つの支所が宮城県全体のかき生産量の半数以上を占めております。県といたしましては, この認証に向けての支援ですとか取組について, 県漁協と連携しながらさらに進めて参りたいと考えてございます。

#### 〈 小金澤会長 〉

質問は全て出ましたでしょうか。質問がなければ次に行きたいと思いますがよろしいでしょうか。次に, 口の平成29年度食の安全安心の確保に関する施策の実施状況(案)に係る評価について, 事務局から説明願います。

#### 〈 食と暮らしの安全推進課 平塚技術補佐 〉

平成29年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況(案)に係る評価について, 資料5で御説明します。

委員の皆様には, 平成29年度の施策の実施状況の評価をしていただきます。基本計画の施策を総合的に推進するため, 実施状況の評価いただき, 来年度計画や今年度の実施内容に反映させていくことが目的です。

それでは, 評価の方法について御説明いたします。資料5の1ページを御覧ください。まず, 1の評価の区分についてですが, 評価は小分類の18の区分ごとに評価していただきます。その18の区分につきましては, 2ページをお開きください。評価いただく第3期基本計画は, 先ほど課長が説明したとおり, 3つの大分類から構成されております。一つ目が, 安全で安心できる食品の供給の確保で, 「安全」に関する施策です。中分類が2つあり, その下に小分類として8区分ございます。二つ目が, 食の安全安心に係る信頼関係の確立で, 「安心」に関する施策です。中分類が2つあり, その下に小分類が5区分ございます。三つ目が, 食の安全安心を支える体制の整備で, 「協働」に関する施策です。中分類が2つあり, 小分類は5区分ございます。したがって, 小分類は, あわせて18区分となります。

1ページにお戻りください。例について, 御説明します。1の「安全で安心できる食品の供給の

確保」が大分類，その下の(1)の「生産及び供給体制の確立」が中分類，表中上段のイの「生産者への取組の支援」，これが小分類となります。その下に(イ)から(ニ)までありますが，これが施策となります。評価は，小分類ごとに行っていただきますので，この(イ)から(ニ)までの施策で1つの評価をしていただくこととなります。

ここで，具体的に資料3の施策の実施状況(案)を使い，評価の区分である小分類について，改めて御説明します。資料3の5ページをお開きください。5ページの小分類の「ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援」の中に(イ)から(ハ)があり，その施策ごとに，実施状況と成果を記載してあります。例えば，5ページ上段の(イ) 土壌環境の適正化の推進(施策5)ですが，具体的な実施状況を記載し，その下に主な成果を記載してあります。同様に(ロ) 家畜伝染病の発生予防の徹底(施策6)も実施状況のあとに成果を記載してあります。6ページをお開きください。中段に小分類ごとの「主な数値目標」の実績があり，その下に主な関連事業一覧を記載してあります。なお，「主な数値目標」は，施策一つ一つに対応して設定している訳ではございません。評価の際は，「主な数値目標」だけではなく，各施策の実施状況や成果等も含めて，総合的に評価くださいますようお願いいたします。さらに，資料3の46ページを御覧いただきますと，Ⅲ実績数値総括表がございますので，評価の際には，こちらも参考にしてください。以上が1の評価の区分となります。改めて，資料5の1ページにお戻り願います。次に，2の評価の方法について，御説明します。(1)の各委員による評価は，小分類ごとにABCの3段階で評価していただきます。ABCの3段階とは，Aが「達成している」，Bが「概ね達成している」，Cが「達成していない」となります。評価の視点としては，「進捗状況」としましてはどの位進んでいるか，「連携状況」としましては関係各課・機関と連携し進めているかどうか，それに「協働状況」としましては生産者・事業者，消費者と協働し施策を進めているかどうか，これらによって判断していただきます。ただし，どこに重点を置いて評価するかは，委員の皆様の御判断でかまいません。

3ページを御覧ください。3ページから9ページが，実際に提出していただく評価表の記入例になります。この右端の達成度の欄にABCを記入していただきます。その左に「ページ」とありますが，これは，資料3の施策の実施状況(案)のページに対応しております。

1ページにお戻りください。2の(2)にあります，会長による総評ですが，会長には，委員の個別評価を踏まえ，推進会議の評価案を取りまとめていただきます。3の意見・提言についてですが，達成度のほか，施策の実施状況についての御意見や御提言を小分類ごとに記入してください。いただいた御意見等は，計画等に反映させる予定です。

次に，今後のスケジュールについて簡単に御説明します。委員の皆さまには，評価期間が大変短くて恐縮ですが，お手元に配布しております封筒に評価表を同封しておりますので，それに評価を記載し，6月22日(金)までに事務局あて報告くださいますようお願いいたします。皆様の評価表を基に，会長に「推進会議としての評価案」を作成していただきます。次回，8月7日開催予定の第2回推進会議に「推進会議としての評価案」をお諮りし，宮城県食の安全安心対策本部会議にて承認を受けまして，県議会での報告となります。

御不明な点などがありましたら，事務局にお問い合わせをお願いいたします。以上で説明を終わります。

#### 〈 小金澤会長 〉

昨年もやっていらっしゃる方が多いと思うので，分かるかと思いますが何か御質問ありましたで

しょうか。

次に行かせていただいでよろしいでしょうか。ハの平成30年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)事業計画(案)について、事務局から説明願います。

### 〈 食と暮らしの安全推進課 渡邊課長 〉

それでは、議題のハ、平成30年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」事業計画(案)について御説明いたします。これにつきましては、資料6を御覧いただきたいと思えます。こちらの資料では、基本計画の施策ごとに、今年度実施する主な関連事業の概要を記載しております。一番左側の列に、基本計画の大分類・中分類・小分類の数字とカタカナ、その右側に「施策番号」、「施策項目」、所管部所の「略称」を記載しております。

この略称につきましては、「資料3」、「平成29年度 食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)に基づく施策の実施状況」45ページに「凡例」がございます。なお、今年度いくつか部所の再編が行われております。まず、農林水産部農産園芸環境課が、農産環境課と園芸振興室に再編されており、所管部所の略称をそれぞれ「農環」・「園芸」と記載しております。

さらに、保健福祉部子育て支援課につきましても、子ども・家庭支援課となりましたので、所管部所の略称は「子ども」と記載しておりましたので、御承知願いたいと思えます。

略称の右側に、「事業名」、その事業全体の「事業費」、「事業概要」を記載しております。一番右側の列には、昨年度、平成28年度の実施状況について、委員の皆様へに評価していただいた際に頂戴した御意見を鑑みまして、施策の実施方針を記載しております。

今年度実施する事業には、昨年度に引き続き実施するものも多くございますので、主要なもの概略のみ御説明させていただきたいと思えます。

まず、「施策1」から「施策4」までは、大綱の1点目、「安全で安心できる食品の供給の確保」のうち、「生産者の取組への支援」に関する施策でございます。

委員の皆様からいただいた意見を反映して、「施策2」の「GAP認証取得推進事業」におきましては、GAPの導入支援やGAP指導員育成のための研修や取得支援を実施してまいります。

次に、「施策5」から「施策7」までの、「安全安心な農水産物生産環境づくり支援」に関する施策につきましては、引き続き、カドミウム低吸収性イネの効果の実証等を行っていくほか、「家畜伝染病予防事業」、2ページをお開きいただきまして、「家畜衛生対策事業」、「有用貝類毒化監視対策事業」などを継続して実施してまいります。

「施策8」、「施策9」は、「事業者に対する支援」に関する施策となりますが、「HACCP定着事業」におきましては、評価結果を踏まえて、チラシの配布や出前講座の設定など消費者の理解が促進できるよう工夫してまいります。また、水産においては、アメリカ・EUなどへ販路開拓を目指す事業者に対して認証取得支援を行ってまいります。

「施策10」から「施策12」までの、「震災等からの復興に向けた支援」に関する施策につきましては、3ページにかけて記載しているとおり、農産物・林産物の放射性物質対策、水産業共同利用施設復旧整備事業を引き続き実施することで生産振興に寄与してまいります。

引き続き、3ページと4ページにかけて御覧いただきたいと思えますが、「施策13」から「施策16」までの、「生産段階における安全性の確保」に関する施策につきましては、農薬取締法に基づく立入検査、養殖での医薬品の適切な使用の指導、肥料・飼料関連事業者への立入検査・収去検査、高病原性鳥インフルエンザのモニタリングなどに取り組んでまいります。

4ページをお開きいただきたいと思います。「施策17」から「施策20」までの、「流通・販売段階における安全性の確保」に関する施策につきましては、「食品営業施設の監視指導事業」や米(こめ)トレーサビリティ法に基づく「米穀の流通監視業務」など、5ページにかけて記載している各種の事業を実施してまいります。

5ページの下の方にあります「施策21」から6ページの「施策23」までの、「食品表示の適正化」に関する施策につきましては、「食の110番」や「食品営業施設の監視指導事業」、食品表示ウォッチャーによる「食品表示適正化事業」などを引き続き実施してまいります。

6ページの下の方に記載している「施策24」から8ページの「施策26」までの、「食品の放射性物質検査」に関する施策につきましては、7ページに記載しているとおり、農林水産畜産物、流通食品等の検査を継続して実施し、わかりやすい公表に努めてまいります。

8ページご覧いただきたいと思います。8ページの下の方にございます「施策27」からは、大綱の2点目、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」に関する施策でございます。「施策27」、「施策28」は「情報の収集、分析及び公開」に関する施策ですが、この辺については、引き続き、食の情報の発信に努めるとともに、食品検査などの実施状況について、ホームページで適宜公表することに努めてまいります。

9ページをお開きください。「施策29」から「施策31」までの、「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」に関する施策につきましては、県産食材の利用推進と食育・地産地消に一層取り組んでまいります。特に、高校生地産地消お弁当コンテストや「みやぎ水産の日」の若年層への認知度向上に取り組んでまいります。

10ページにあります「施策32」から「施策34」までの、「放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」につきましては、リスクコミュニケーションの充実に向けて、県産品の安全性のPRと「放射能情報サイトみやぎ」による情報提供やセミナーの開催に取り組んでまいります。

11ページをお願いいたします。「施策35」から「施策37」までの、「県民総参加運動の展開」に関する施策につきましては、評価結果を踏まえて、消費者モニターやみやぎ食の安全安心取組宣言者の登録の拡大など、県民の皆様幅広く参加していただけるよう工夫してまいりたいと考えております。

「施策38」から次の12ページにあります「施策39」の、「県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」につきましても、広く県民参加を求め、幅広い意見が得られるよう努めてまいります。消費者モニターアンケートの内容の見直しを進めておりますので、この後の報告事項として資料7-2などで別途説明いたします。

12ページを御覧いただきたいと思います。「施策40」からの、大綱3点目、「食の安全安心を支える体制の整備」に関する施策につきましては、食の安全安心対策本部会議、食の危機管理対応チームの定例会議による情報共有・危機対応を行うとともに、国・市町村との連携に努めてまいります。

平成30年度の事業計画につきましては、以上でございます。

#### 〈 小金澤会長 〉

はい、どうもありがとうございました。只今の説明に対して、確認したいことなども含め御意見等がございましたらお願いします。ここまでについて質問ありますか。

〈 加藤委員 〉

質問です。1つ目、3ページの所ですが、事業経費なのですが、全て100%県の予算という理解でよいのか。2つ目が、3ページの所の施策12番の、特用林産物放射性物質対策事業の予算の費用がすごく高額になっているのですが、これはどういった要因からか教えていただきたい。あとは、9ページのところで、施策項目29学校給食における県産食材利用推進事業は予算0ですが、これは予算がなくてもできるという理解でよろしいでしょうかということと、7ページの施策項目24番のところで、畜産の、県産牛全頭放射性物質検査を実施するという事業で、この予算の計上されている金額は、放射性物質検査だけをするためにかかる費用という理解でよいのかということ。以上です。

〈 小金澤会長 〉

はい、お願いします。

〈 食と暮らしの安全推進課 渡邊課長 〉

まず、事業費の考え方ですが、これについては県の予算額ということになります。その県の予算額の内訳は県費が全部の場合もございますし、国費が入る場合もございます。国費も含めて県の予算です。

〈 加藤委員 〉

国費も含まれてということですか。

〈 食と暮らしの安全推進課 渡邊課長 〉

はい、そういう場合もありますし、場合によっては県単独の費用という場合もございます。

〈 小金澤会長 〉

では、例としてあげた3ページの林産の事業は国の費用が出ているというわけですね。わかりました。

〈 林業振興課 大信田副参事 〉

3ページの施策12の特用林産物の事業は2つございまして、1つ目は国の補助事業を活用した事業でございまして、主に県内の原木がまだ汚染されていて使えないものですから、県外から安全な原木を購入して生産再開する人たちを支援しているところでございます。金額としましては昨年度よりは若干増えていますが各生産者さんの要望等お聞きして積み上げている数字となっております。

2つ目も原木の購入等を支援しているもので、国の補助事業では、震災当時の経営規模に対する部分は補助できるのですが、それを超えてもっと生産を拡大したい場合に、その部分が損害賠償等の対象にならないものから、その部分を県単独事業として、規模拡大についても対応するようにしているものでございます。

〈 小金澤会長 〉

はい、ありがとうございました。そのように混ざっているということなのですね。

〈 園芸振興室 高澤副参事 〉

9ページの学校給食における県産食材利用推進事業でございますが、平成29年度では、8万7千円の事業費でございました。事業終期を迎えて0ということになっております。これまで培って参りました事業の成果をふまえて、生産者と学校給食関係者の給食センターや納入業者さんとの連携を強めながら、他事業で作っている様々な地産地消のパンフレット等を活用しながら、推進をしていきたいと考えております。

〈 小金澤会長 〉

はい、どうもありがとうございました。

〈 畜産課 鈴木補佐 〉

7ページの肉用牛出荷円滑化推進事業ですが、1億円を超えているということで、非常に大きい事業でございますが、先ほどの資料3で説明あったかと思いますが、牛につきましては全頭の検査をしております。平成29年の実績でいきますと、26,165頭で、これは県内から生産されている牛、例えば仙台市内の、今日委員の方でいらっしゃっている仙台食肉市場で出荷される牛、それから東京など県外で出荷される牛、それらのすべての検査費用ということになります。それから仙台食肉市場にあります検査機器の校正の手数料、または更新にかかる経費といったものを見込んでおまして、県費かどうかという話もありましたがこちらにつきましては、国の復興特別交付税という財源を使っており、最終的には東電に賠償請求をして東電からお金が来るとい流れになっております。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。

〈 加藤委員 〉

はい、どうもありがとうございました。

〈 小金澤会長 〉

今の質問に関連して、0ベースの予算のものがいくつかありますよね。給食だけではなくて結局米のトレーサビリティにしても、食の安心安全の110番にしても、食品表示の110番にしても、食暮課が担当するようなところは、けっこう0となっておりますが、これは0でも頑張るってやれるという意味なのでしょうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 渡邊課長 〉

食の110番を例に取って言えば、事業費としては予算の計上はしていませんが、その他事務費等を、当然食の110番ですから、こちらから連絡すれば電話代もかかることも当然ありますし、調査をするということであれば、費用がかかる場合もありまして、お金が0ということでは無いですが、事業としては0となります。他の事務費から調整してというような事業のやり方をしているとい

うところであります。

#### 〈 小金澤会長 〉

気持ちはわかるのですけれども、0と書いてあると、はっきり言って、他に予算がついているものに比べて少しやる気がないのかなと思えてしまう。これも来年も0となると評価がぐっと落ちるんじゃないかと心配で。予算案で見ると、0という話になるとその瞬間に C と付いたら、どうするかなという心配事があったので、御質問させていただきました。

#### 〈 食と暮らしの安全推進課 渡邊課長 〉

少ない経費の中で最大限に頑張っていくということで御理解いただきたいと思います。

#### 〈 小金澤会長 〉

では、何もなければ、次に報告事項にまいります。報告イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動につきまして、事務局より御報告をお願いします。

#### 〈 食と暮らしの安全推進課 平塚技術補佐 〉

報告事項の「イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動」につきまして、御報告いたします。まず、平成30年度の進捗状況を御説明いたします。「資料7」を御覧ください。まず、「食品表示ウォッチャー」につきましては、5月17日、消費者モニターの中から100名に委嘱し、業務内容と食品表示の説明を行いました。6月から12月までの7か月間、1人当たり毎月2店舗を調査し、延べ1,400店舗を調査する計画としております。ウォッチャーからは、毎月、報告をいただきますが、疑義情報等があった場合には、国・市町村と分担・連携して調査・指導を行います。次に、「モニターだより」につきましては、年3回発行する予定としておりまして、4月23日には、第19号を発行いたしました。

次に、「食の安全安心基礎講座」につきましては、「モニターだより」に掲載しておりますが、4月23日に発行した「モニターだより」第19号には、「食品衛生の監視指導業務と食中毒予防啓発や苦情相談業務」について掲載いたしました。

次に、「モニター研修会」につきましては、今年度も1回、開催する予定としております。

次に、「生産者との交流会」・「食品工場見学会」につきましては、今年度は、1回増やしまして、3回、開催する予定としております。

次に、「モニター制度の広報」につきましては、各種広報媒体やチラシ配布等により周知してまいります。

次に、「モニターの登録等」につきましては、昨年度は、68人の新規登録がありましたが、転居等が36人ありましたので、登録者は 1,004人となっております。

次に、「アンケート調査」につきましては、6月下旬にモニターあて依頼する予定としております。アンケートの内容につきましては、後ほど御説明いたします。

裏面を御覧ください。「講習会」につきましては、今年度も「食の安全安心セミナー」を3回、開催する予定としております。

次に、「地方懇談会」につきましては、各地方振興事務所と保健所に開催を依頼したところでありまして、順次、開催される見込みとなっております。

次に、「取組宣言事業の広報」につきましては、各種広報媒体やチラシ配布等により周知してまいります。

次に、「みやぎまるごとフェスティバル」につきましては、「県民総参加運動」のブースを設置するとともに、取組宣言者から希望者を募り、出展することにより、取組宣言事業の広報を行う予定としております。

最後に、「取組宣言者の登録等」につきましては、昨年度は、116者の新規登録がありました。廃業等が85者ありましたので、取組宣言者は 3,003者となっております。

平成30年度の進捗状況については、以上でございます。

続きまして、「資料7-2」を御覧ください。

平成29年県民意識調査の中で、無作為抽出の県民を対象に、「食の安全安心」に関する調査を実施しましたので、その結果を御報告いたします。表紙をめくっていただき、1ページを御覧ください。ここでは、平成29年県民意識調査の概要を記載しております。県民意識調査は、条例に基づき、震災復興・企画部で毎年実施しております。ページの中ほどに、「①調査対象」とありますが、宮城県に居住する18歳以上の男女4,000人を無作為抽出で調査対象としております。1枚めくって、2ページをお開きください。ここでは、回答者の属性を記載しております。右側に、参考として、平成29年度の「みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート」の結果を載せております。ページの上半分は「性別」ですが、県民意識調査では、モニターアンケートに比べ、男女の割合の差が小さくなっております。次に、下半分は「年代」ですが、県民意識調査では、モニターアンケートに比べ、39歳以下の比率が高く、60歳以上の比率が低くなっております。

3ページを御覧ください。「食の安全安心全般について不安を感じているか」という設問の調査結果です。モニターに比べ、無作為抽出の県民の不安感はいささか小さくなっております。

1枚めくって、4ページをお開きください。女性と男性に分けて調査結果を記載しております。男女とも、モニターに比べ、無作為抽出の県民の不安感はいささか小さくなっております。

5ページを御覧ください。年代別の調査結果を記載しております。40歳以上に比べ、39歳以下の不安感はいささか小さくなっております。

1枚めくって、6ページをお開きください。項目ごとの不安感の調査結果を記載しております。モニターの不安感が大きい項目は、無作為抽出の県民の不安感も大きい傾向が見られます。項目ごとに見ますと、モニターに比べ、無作為抽出の県民の不安感が小さい項目が多くなっております。

7ページを御覧ください。項目ごとの女性の不安感の調査結果を記載しております。1枚めくって、8ページをお開きください。項目ごとの男性の不安感の調査結果を記載しております。9ページを御覧ください。

県からの食の安全安心に関する情報提供について調査した結果です。「十分である」・「おおむね十分である」を合わせた回答割合は、モニターアンケートに比べ、県民意識調査が低くなっております。1枚めくって、10ページをお開きください。女性では、県民意識調査とモニターアンケートで同様の傾向となっております。男性では、「十分である」・「おおむね十分である」を合わせた回答割合が、モニターアンケートに比べ、県民意識調査が低くなっております。11ページを御覧ください。年代別で見ますと、39歳以下及び60歳以上で、「十分である」・「おおむね十分である」を合わせた回答割合が、モニターアンケートに比べ、県民意識調査が低くなっております。

今後、今回の調査結果を踏まえまして、モニターや県民への情報提供に引き続き努めてまいります。

たいと思います。県民意識調査における「食の安全安心」の調査結果については、以上でございます。

続きまして、今年度のモニターアンケートについて御説明いたします。まず、「資料7-7」を御覧ください。こちらの資料は、平成23年度から29年度までのモニターアンケートの調査結果をまとめたものになります。モニターアンケートにつきましては、平成23年度から昨年度まで、7年間にわたり、おおむね同じ設問が続きましたが、今年度は、例年よりも多めに設問を入れ替えておりますので、まず、この資料7-7を使いまして、変更箇所等を御説明いたします。

2ページを御覧ください。「食品中の放射性物質について、どの程度気にしていますか。」という設問です。検査体制やリスクコミュニケーション等の参考とするため、今年度も継続いたします。3ページを御覧ください。2ページの設問で、「非常に」又は「ある程度」、「気にしている」と回答した方に、その理由を尋ねる設問です。この設問も継続いたします。4ページをお開きください。こちらは、気にしていない理由を尋ねる設問ですのでこちらも継続いたします。

5ページを御覧ください。こちらは、現在不安な食品を尋ねる設問です。こちらも、検査体制やリスクコミュニケーション等の参考とするため、継続いたします。6ページをお開きください。放射性セシウムの基準値を知っているかどうか尋ねる設問です。併せて、次の7ページを御覧ください。放射性セシウムの基準値について、どう思うか尋ねる設問です。この2つの設問は、後ほど御覧いただきますが、12ページや14ページの設問と、趣旨が同じであったり、重複したりしておりますので、今年度は削除いたします。

8ページをお開きください。こちらは、食品を購入するとき、行政が発表している放射性物質の検出結果などの情報を確認しているか尋ねる設問です。併せて、次の9ページを御覧ください。こちらは、放射性物質の検出結果などの確認方法を尋ねる設問です。この2つの設問は、情報提供の参考とするため、継続いたします。

10ページをお開きください。こちらは、県の出す食と放射性物質に関する情報がわかりやすいか尋ねる設問です。併せて、次の11ページを御覧ください。こちらは、ある産地で、1つの食品について、基準値を超える放射性物質が検出された場合の購買行動を尋ねる設問です。

この2つの設問は、例年の傾向が把握できましたので、今年度は削除いたします。12ページをお開きください。こちらは、一度基準値を超えた後に、基準値以下あるいは不検出となった食品について、どうするか尋ねる設問です。この設問につきましては、検査体制やリスクコミュニケーション等の参考とするため、継続いたします。

13ページを御覧ください。「福島第一原子力発電所事故後、食品を購入するとき、何か変わったことはありますか。」という設問です。この設問につきましては、例年の傾向が把握できましたので、今年度は削除いたします。

14ページをお開きください。食品の放射性物質の基準について、知っていることや思っていることを尋ねる設問です。こちらは、問いに答えていただく中で、知識も学んでいただける設問でありまして、情報提供の参考にもするため、継続いたします。

15ページを御覧ください。食品の放射性物質による不安や風評被害の解消に向けて、行政の取組として必要と思うものを尋ねる設問です。施策の参考とするため、継続いたします。16ページをお開きください。こちらは、食品の放射性物質による不安や風評被害の解消に向けて、行政の取組のほかに必要と思うものを尋ねる設問です。例年同様の傾向であることが把握できましたので、今年度は削除いたします。ここまでが、食と放射性物質に関する設問でございます。

続きまして、17ページを御覧ください。「食の安全安心全般について、不安を感じていますか。」という設問です。基本的な設問ですので、継続いたします。18ページをお開きください。こちらは、それぞれの項目について、不安かどうかを尋ねる設問です。この設問も継続いたしますが、わかりやすい設問とするため、項目の7の「有害微生物について」は、「食中毒について」に改めます。また、項目の11の「期限表示の信頼性」は、「消費期限・賞味期限表示の信頼性」に改めます。この設問につきましては、後ほど、また御説明いたします。

19ページを御覧ください。こちらは、意識の変化を尋ねる設問です。基本的な設問ですので、継続いたします。21ページを御覧ください。食に対する価値観を尋ねる設問です。例年同様の傾向であることが把握できましたので、今年度は削除いたします。

20ページを御覧ください。食品の安全性を確保するための取組について、重要度と満足度を尋ねる設問です。これに関連しまして、22ページをお開きください。食の安全安心に向けて、県が取り組むべきことを尋ねる設問です。この設問で列举されている取組の項目は、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」の第3期の施策体系の小分類となっております。この22ページの設問と、20ページの設問は、施策に関する設問でありまして、類似しておりますので、統合しまして、次の第4期の計画に向けて、第3期の基本計画の施策に関して尋ねる設問といたします。統合した後の設問につきましては、後ほど、改めて御説明いたします。

23ページを御覧ください。県が出す食の安全安心に関する情報の確認方法を尋ねる設問です。情報提供の参考とするため、継続いたします。24ページをお開きください。「県からの食の安全安心に関する情報提供について、十分だと感じていますか。」という設問です。この設問への回答のうち、「十分」又は「おおむね十分」の割合が、基本計画の数値目標となっておりますので、継続いたします。

25ページを御覧ください。県からの情報提供について、知りたい内容を尋ねる設問です。例年同様の傾向であることが把握できましたので、今年度は削除いたします。以上、平成23年度以降の設問に沿いまして、変更箇所等を御説明いたしました。

続きまして、「資料7-3」を御覧ください。こちらが、今年度の、モニターアンケートの案になります。資料7-5が、昨年度のアンケートになっておりますので、比較しながら御覧いただければと思います。まず、全体的な構成であります。平成23年度から昨年度までは、「食と放射性物質」の設問が前半にございましたが、そのほかにも、食の安全安心に関する事項はいろいろとございますので、まずは、食の安全安心全般についてお尋ねした後に、特別な事項として「食と放射性物質」についてお尋ねする構成といたしました。

1ページの下の方に、問1がございます。昨年度の問16と同じです。2ページをお開きください。問2がございます。昨年度の問17とほぼ同じです。ただし、先ほど御説明いたしましたが、わかりやすい設問とするため、項目の7につきましては、昨年度は、「有害微生物」となっていたものが、今年度は、「食中毒」に改めております。

また、項目の11についても、昨年度は、「期限表示の信頼性」でありましたが、より具体的に「消費期限・賞味期限表示の信頼性」に改めております。次に、下の方に、問3がございます。こちらは昨年度の問18と同じとなっております。

3ページを御覧ください。問4がございます。この問4と、次の問5が、昨年度の問19と問21を統合したのですが、この問4は、第3期の基本計画の施策体系のうち、「安全で安心できる食品の供給の確保」に関する施策について、重要度と満足度を尋ねる設問としております。

4ページをお開きいただきますと、問5がございます。こちらは、第3期の基本計画の施策体系のうち、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」に関する施策について、重要度と満足度を尋ねる設問としております。

次に、下の方に、問6がございますが、昨年度の間22と同じになっています。5ページを御覧ください。問7、それから問8でございます。昨年度の間23、問24と同じになっています。ここまでは、食の安全安心についての設問となっております。

次の問9からは、食と放射性物質についての設問となっております。問9は、昨年度の間13と同じになっています。次の問10は、昨年度の間1と同じでございます。

6ページをお開きください。問11から問13は、昨年度の間2から問4と同じになっています。同様に、問14、問15は、昨年度の間7、問8と同じとなっております。

7ページを御覧ください。問16は、昨年度の間11と同じとなっております。次の問17も、昨年度の間14と同じとなっております。ここまでは、食と放射性物質についての設問となっております。

次の問18は、「次のマークや制度を知っていますか。」という設問で今年度、新設したものです。マークや制度の説明を見させていただきながら、答えていただくことにより、事業の普及状況を把握するとともに、当該事業を、より知っていただくとする設問です。マークや制度としましては、「A」としまして、「みやぎHACCP」を取り上げております。8ページをお開きください。8ページでは、「B」としまして、「みやぎ食の安全安心取組宣言」を取り上げております。

次に、問19は、御意見・御提言を尋ねる設問です。昨年度の間26と同様です。以上が、平成30年度のモニターアンケートの案でございます。昨年度の26問に比べ、今年度は19問に軽減されております。続きまして、「資料7-4」を御覧ください。こちらの資料は、ただいま御説明しました平成30年度のモニターアンケートと、平成29年度のモニターアンケートの設問を比較したものです。

続きまして、「資料7-5」を御覧ください。こちらは、平成29年度のモニターアンケートの質問票でございます。

続きまして、「資料7-6」を御覧ください。こちらの資料には、平成27年度から平成29年度のモニターアンケートの年代別の回収率を記載しております。前回の推進会議におきまして、年代別の回収率について御質問がありましたので、配布させていただきました。

モニターアンケートについての御説明は、以上になります。

#### 〈 小金澤会長 〉

ここまでで、主に全体の取組と特に御説明がありましたモニターアンケートについて若干今回今年から今までのものと比べて変えるということの御提案ですので、御意見あると思いますので、御質問御意見、よろしく申し上げます。

#### 〈 加藤委員 〉

モニターアンケートの資料7-7ですね、ここで質問内容を変えるということですが、まず所属年齢構成というのが、9ページについて言えば、一般的にこれだけスマホが普及しているときに、情報の入手方法でHPが少ないというのが、一般世間からすると、異なるグラフになっているところが、やはりモニターの高年齢構成が若年齢というか、若い方が少ないからこういう傾向になるの

かなということがあるので、新聞・テレビ・ラジオが多いのと、後ろの方にいくとやはりHPが少なく、県政だよりや、やはり紙媒体が、23ページで、例えば、食の安全について知るといふ、HPがとでも少なく、県政だより・新聞・テレビ・ラジオというのが高いといふ、これがずっと変わらない。それにあわせて宮城県は、情報を県政だよりや新聞・テレビ・ラジオに向けて、重点的にそちらの方を強めたようなことをやってきたのでしょうか。設問とは関係ない話になってしまいますが、モニターアンケートをやっていて、それが県の事業に生かされないといふ何にもならないと思うので、この紙媒体で見ると人に向けてなんらか工夫は行ったのでしょうかという質問です。

あと、放射性物質の関係で5ページで、キノコ山菜類が不安だといふのは理解できますが、宮城県においても魚介類が依然高いのに対して、なぜ魚介類が高いのか、をもう少し深く読み込んだ設問でもそろそろいいのかなと思います。

福島であればなんとなく理解しますが、宮城において魚介類に不安を感じるといふのはなぜでしょうか、というような。

水産担当部署の方は、不満とか無いのかなと思って。せっかく「みやぎ水産の日」をPRしているのに、この魚介・魚離れといふのが若い世代に多くて、なおこいう放射性物質への不安がかぶさってくると、一生懸命お店で漁協さんと一緒にPRしても、供給に結びつかないと事業者的には厳しいので、こいういった魚介類に不安を感じているのは、どういったところなのか、もう少し深く聞けないかと感じました。以上です。

#### 〈 食と暮らしの安全推進課 平塚技術補佐 〉

紙媒体の情報提供といふのも発行回数も限られていますので、こいう結果が出るといふのも年齢構成が大きく影響しているといふのは推測できます。

発行回数なども制限されて載せたいものが毎回載るわけでもないですし、新聞なども補完して、HPでも情報発信し、紙媒体でも発信するといふことを続けていくことになるのかなと思います。

#### 〈 加藤委員 〉

モニターの方にはモニターだよりが送られていますよね。紙媒体を好む世代が多くモニターに所属しているのであれば、モニターだよりをくまなく見ているかといふ質問はいかがですか。モニターだよりであれば年3回出しているのだから、そこに魚介類に対して多大な不安を持っている方々に、大丈夫だよとはいへませんが、こんなような検査をし、こいう風に数値が出て不検出が続いている、皆で魚を食べよう、水産の日があるよ、お店でこいうことやってますよといふようなものを、モニターだよりなら、いろいろ伝えられる紙面が4ページにもわたってますよね。写真もいっぱい入れられるので。

県政だよりが限られているのはわかりますし、新聞・テレビはお金がかかることですので、あえて県でいえばモニターだよりをこのアンケートの回答にこえる形で作れば、私は少しずつ回答が変わっていくのではないかと思うので、こいう視点で取り組んではいただけないものかと。ずっと経年的に見て変わってない状況なので思ったのですが、そんなに人は変わっていないと思うので、モニターだよりをこの放射性物質への不安払拭とか、食の安全を県が頑張ってますといふアピールの内容に、押しつけじゃ無い、こいういった内容に変えていくことを検討していただければと思います。

### 〈 食と暮らしの安全推進課 渡邊課長 〉

大変良い御意見をいただいたと思います。ただ私もこの結果を見まして、なぜ水産物が低迷しているのかとは思いますが。モニターだよりを年3回出していますので、その中でアンケートでもし誤解があるのであれば、その部分については払拭していかなくてはならないということもありますので、そういった視点も入れて、今後モニターだよりも考えていきたいと思っています。

### 〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。6年間の中でこのような傾向があつて、こういう意見が出ていますということに関して、もしそれを変えていく必要があれば、さっきおっしゃられたようにモニターだよりの中で結果を報告・公表して、財産としての資料がありますので、こういう風にならなくなっていった、こういう風にならなくていいということも含めて。

紙媒体に依存する傾向が強いのので、モニターだよりのプレゼント等の申込みを全部HPで行うとか、逆にそういう工夫も必要なのかなという気がいたします。

この他何か御質問、変更するところとか削除することなどもありましたので、このあたりで何かございますか。

### 〈 氏家(幸)委員 〉

先ほどのモニターだよりで、資料の7-3(平成30年度モニターアンケート(案))の間6のところ、モニターだよりを見てるか見てないかという項目を、1つ増やすと良いと思いました。それから、モニターを進んでやっている方なので、「確認していない」という項目が必要ないのかなと。同じようなアンケートを学生にも、取ってみようと思ったときに、「確認していない」とか、問7も「あまり見ていない」という項目はいらぬのかなと思いました。モニターとして積極的ということで、そういった項目が除いてあるのかと思ったのですが、非常に興味をもって全て見ている人だけではないような気もするので、「あまり見ていない」とか「確認をしていない」とか、そういった項目も加えてあると良いと感じて見させていただきました。

また、3ページの間4と、4ページの間5ですが、この文章だけだと、皆さん読みきれぬのかなあというのが、高齢の方が多かたると、文章をもう少し簡易な感じにしてもいいのでは。項目全部に(回答を)つけなきゃいけないとなつたときに、文字量が多いとどうかと正直思っております。

### 〈 小金澤会長 〉

今の御意見に対して何かありますか。

### 〈 食と暮らしの安全推進課 平塚技術補佐 〉

3・4ページについては、今年度なるべく、施策をどうしているかを示して、評価をしていただくという観点で、このように直しました。また、施策に入っているものをなるべく削らないようにしていますので、長くなっている部分もございます。なるべくわかりやすく変えられるものは検討させていただこうと思つた。

### 〈 小金澤会長 〉

それについては、タイトルを付けて太字の部分で引っ張ってこうという考え方ですね。それ

を見て、読まない人はそこで判断してもらおう。詳しく読むと県ではこういう施策があるんですよというのを紹介しているということですね。今度実施してみた上で、反応の問題もあってまた反省することがあったらと思います。

そのほか何かありますか。

#### 〈 佐藤委員 〉

先ほどの3ページ、問4なのですが、やはり先ほどの質問内容と一緒に、重要度・満足度の字が多いと20代以下の人、30代の人というのは、80代以上の人とも一緒に字数が多いと、「ああ、もうなんかいいかな」とか、そういうことで、ここはもしかしたらA・B・Cとか下にAが十分〇〇とかとすれば、ぱっと目に入るので、この字数が多すぎるので、私であれば、20代ですごい忙しいときだと、「ああもうこれ書かなくてもいいや」と思ってしまうかもしれないので、変えていった方がいいかな。

あとはHACCPとかGAPとか、すごく取り組んでいる方たちの頑張り度はわかるのですが、それが街中にぺたぺた貼ってあるとか、そういうのが全く見受けられない部分が多々あるので、「知っていますか。こういうこと」とか。若い人たちとか、年配の方もそうなんですけど、全く目につかない、もったいないなと私はすごく思っています。

#### 〈 小金澤会長 〉

ただこれは一般のアンケートではなく、モニターさんのアンケートなので20代がいないんですよ。だからこれを増やしていく努力の中で、おっしゃる件はその通りだと思いますけど、一般の県民アンケートみたいだったらおっしゃる通り、20代30代は反応しませんし、80代も反応しないので、このアンケート作る時に今一番大事なのは、世代間の格差をどうやって評価しながらいくかみたいなのところがあるんですね、その辺が今後の課題だと思いますし、モニターさんの場合、とにかく20代30代の方を増やしていくことをしてから少し検討したいと思っています。

先ほどありました4ページの間6の県が出した食の安全安心に関する情報を確認していますかのところに、モニターだよりを入れてもおかしくはないと思います。モニターさんなのだから、逆に配ってるわけですから、読んでいるか、ということですから。それは入れていただくと良いかなと思いますのでよろしくお願いします。

その他ありますでしょうか、よろしいですか。

今、佐藤さんからも出されたように、意見の反映は、若い世代の年齢構成の回収率の問題が非常にあって、そこをどういう風にしていくのかというところで、場合によっては学生さんをお願いするとか、いろんなことを工夫して、モニターではないですが、1つの参考値みたいなものも入れないと、若い人本当に大丈夫なのかなということになります。反応もないので、いろんな工夫を今後皆さんと御意見出しながら行っていきたいと思っています。

それから、今回いくつか削除されて大体同じ傾向で、例えば価値観の問題みたいな設問は、世代間の価値観というのは、結構変わるときがあるので、今回は5、6年大体同じ傾向にあるためカットしてもいいのですが、あと3年くらいするとまた違う価値観の人たちが、もこもこ出てくる可能性があって、先ほど話題になった、今は確かにHPだとかそういったものを使わない人たちけど、たくさん使う人たちが出てきた場合また違ってくる可能性があるんで、またアンケートの取り方はいずれまたその時々に応じてまた判断していただければと思います。

今回はこういうことで進めさせていただくということで、出された意見については事務局の方で受

け取って、改善をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは放射性物質検査結果を、よろしく申し上げます。

#### 〈 食と暮らしの安全推進課 平塚技術補佐 〉

それでは、平成30年4月の1か月の間に実施いたしました食品に係る放射性物質検査の結果について、簡単に御報告いたします。「資料8」を御覧ください。

県では、平成26年3月に策定しました東京電力福島第一原発事故被害対策実施計画(第2期)に基づき、県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に実施するために「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を定めております。これにより県の関係部局において、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品、その他の学校給食等において、各々検査を実施しております。県といたしましては、今年度も今までどおり、検査を実施することとしております。

では、4月末日までの検査結果について、御報告いたします。出荷前検査についてですが、野菜類、果実類、穀類の農産物は94点、牛肉は2,341点、豚・めん山羊などは1点、海産魚種、内水面魚類などの水産物は220点、きのこ・山菜類などの林産物は109点、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカなどの野生鳥獣肉は12点、合計2,777点の検査を実施いたしました。うち、基準値を超過した品目はイノシシ1点でございます。次に、出荷後の検査ですが、飲料水や一般食品等の流通食品は、16点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。次に、その他の検査の学校給食で使用する食材ですが、こちらは4月はまだ検査を実施しておりません。続いて、住民持ち込み測定についてですが、これは、県内の全市町村で山菜や自家栽培、自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定をしているものですが、測定点数は、169点で、うち6点が基準値超過となっております。基準値を超過した品目は、林産物のコシアブラ、また、イノシシ肉などです。なお、本日、御報告いたしました検査結果は、4月の一か月間の検査結果をとりまとめたものですので、5月の結果はまだ反映されておりません。なお、5月28日付けで新たに大崎市及び加美町における野生わらびの出荷制限指示が出されました。これは、加美町で採取された野生わらびから、基準値を超過する放射性セシウムが検出されたことによるものです。状況につきましては、資料8の裏面に資料8別添として付けさせていただいております。検査結果などは、「放射能情報サイトみやぎ」で、品目別に公表しております。詳しくは、資料に記載のホームページを参考にしてくださいませようをお願いいたします。以上で報告を終わります。

#### 〈 小金澤会長 〉

どうもありがとうございました。よろしいですか。なければ、何か他にありますか。

#### 〈 農産環境課 相澤技術副参事 〉

先ほどの議題のイ 平成29年度施策の実施状況案において宿題が一つございましたので、お伝えさせていただきます。先ほど加藤委員からみやぎGAP推進アドバイザーは何名ですかというお話を頂きました。こちらは、現在6名で、それぞれJGAPが4名、グローバルGAPが2名の構成となっております。この方々は、麦・豆・野菜類を生産されている6名でございます。御自身の経験を生かして農家の皆様方にGAP取得の助言を頂戴しているところでございます。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。他に何かございますか。資料9については。

〈 事務局 〉

こちらは机上配布ということになります。事務局からは特にございません。

〈 小金澤会長 〉

無ければこれで、事務局の方に司会をお返しいたします。

〈 事務局 高橋部副参事 〉

活発な御議論大変ありがとうございました。

次回の開催は、8月7日火曜日、午後1時から。会場は9階にございます第1会議室となります。後日開催の御案内を差し上げたいと思いますので、御出席いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、会議を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。